

【福祉保健部長答弁】

保育施設では「子ども家庭庁、学校では日本学校保健会が策定したガイドラインに則した対策を講じることとしており、それぞれの現場で対応を基本としている。なお、その際には、「アタマジラミ症」についての正しい知識を提供し、差別や偏見が生じないような配慮も求めていく。しかししながら、国の調査では発生率が1%程度でそれほど多くない感染症であり、経験不足から現場で対応に苦慮する場合など、保健所において年間数件の相談に応じている。今後も、感染の予防や対策について適切に助言等を行い、関係者や保護者の不安解消に取り組んでいく。

【その他私の一般質問】

③多文化共生の推進について

④中体連全国中学校体育大会について

⑤不登校児童生徒への支援について

一般質問



高橋 肇
(臼杵市)

夜間中学26年4月開校

今回の一般質問は、「子育て支援」や「夜間中学」、「県民生活における

安心の確保」「臼杵津久見警察署の移転」などを取り上げました。紙面の関係上、2点について報告します。

今年度は、子育てで母親たちが何に悩み、何に苦しんでいるのか十分に寄り添えていない。助産師の皆さんは、その悩みを親身になって聞き、解決のため日夜尽力している。助産所など病院以外の専門機関にももっと焦点を当て、産後ケアを中心に子育てをメンタル面からしっかりとサポートできる人材の育成と産後ケアの充実といった、子育てをしている方に寄り添った支援が今必要ではないか。

【知事答弁】

経済的支援に加え、産婦の産後ケアはじめを安心して生み育てるための重要な支援の一つ。産後ケア事業では、宿泊型の利用が昨年度500件、またデイサービス型の利用は約900件に上る。加えて今年度から、助産師が子育て世帯に出向く訪問型サービスを12市町で開始し、270件を超える利用をいただいており、県助産師会からは地域での活動の機会が広がったとの声も届いている。今後も、産後ケアの利用拡大と担い手の中核となる助産師の資質向上にも併せて取り組む。

○夜間中学について

昨年、本県でも夜間中学の設置の

ため県内6か所で模擬教室を行つたが、その後の夜間中学設置に向け

た検討状況が伝わってこない。不登校の子どもたちが増加している現在、おもてに現れていないくとも待つ

安心の確保」「臼杵津久見警察署の移転」などを取り上げました。紙面の関係上、2点について報告します。

た検討状況が伝わってこない。不登校の子どもたちが増加している現在、おもてに現れていないくとも待つている子どもや保護者がいる。模擬教室の参加者の声からも一定の「一歩踏みをせず、早急に現在の検討状況と今後のタイムスケジュールなど具体的な案を示すべき」。

【知事答弁】

これまで、県教委では検討会議を設置しアンケートや聞き取りなどを行ってきた。昨年度は、模擬教室を実施し31人が参加し「不登校等を経験した方にとっても大切な学校になる」といった声が寄せられた。今年3月の総合教育会議でも夜間中学設置に向けて確認した。7月の第1回支援委員会では、4月に開校した熊本県の夜間中学の報告をもとに、方向性について検討した。今後とも、様々な事情で教育を受けられなかつた方の学びたい気持ちに応えるため、令和8(2026)年4月の開校をめざして準備を進める。

【工藤福祉保健部長】

県では、平成31年4月の一時金支給制度の開始当初から、専用の相談電話や窓口を店内に設置し、広く周知に努めてきた。これまでの相談件数は7月3日の最高裁判決以降の16件を含めて9月1日時点で497件と全国的には多い状況。

旧優生保護法の下で、子どもを持つ権利を奪われた当事者の方々のお気持ちを考えると、大変心が痛む。判決後7月17日に總理が原告団等と面会し丁寧に意見をお聞きした上で、新たな補償の仕組みや、被害を受けた方々への周知の在り方等の検討に着手したと承知してい

る。県としては、今後の国の動向は、注視し、新たな動きがあつた際は、

迅速・適切に対応して、被害を受けた方々の一日も早い救済に努めいく。

【守永】

一般質問



守永 信幸
(大分市)

○夜間中学について

昨年、本県でも夜間中学の設置のため県内6か所で模擬教室を行つたが、その後の夜間中学設置に向け

現時点では、大分県の記録に残っている方々が、どのように暮らしているのかをさえて把握できていない。強制的に手術を受けた方々が、そのことを周囲に知られたくないと今でも考えているのかどうかも判らないまま、本人の申告だけに頼つては、十分な救済は出来ないと考える。もしも苦しい生活を強いられ、支えてくれる家族もいない状況にあつた時、余生を笑顔で暮らせるように整える義務が私たちにあるのではないとも断言しています。この最高裁判決に対する県の見解について福祉保健部長に尋ねました。

【知事答弁】

本年7月3日、旧優生保護法に基づいて実施された強制不妊手術に関する国家賠償請求訴訟5件の上告審において最高裁判所は国に責任を認め被害者への損害賠償の支払いを命じました。最高裁は、除斥期間の経過により請求権が消滅したとして、国が損害賠償責任を免れることは、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができないとも断言しています。この最高裁判決に対する県の見解について



迅速・適切に対応して、被害を受けた方々の一日も早い救済に努めいく。

【守永】

現時点では、大分県の記録に残っている方々が、どのように暮らしているのかをさえて把握できていない。強制的に手術を受けた方々が、そのことを周囲に知られたくないと今でも考えているのかどうかも判らないまま、本人の申告だけに頼つては、十分な救済は出来ないと考える。もしも苦しい生活を強いられ、支えてくれる家族もいない状況にあつた時、余生を笑顔で暮らせるように整える義務が私たちにあるのではないとも断言しています。この最高裁判決に対する県の見解について